

サービスのご案内

「永住許可申請」





永住権取得の条件 ①

1

必要な在留年数を満たしていること（お持ちのビザの種類によって異なります）

就労ビザ 経営管理ビザ	引き続き10年以上日本に在留し、このうち就労資格又は居住資格をもって引き続き5年以上日本に在留していること
高度外国人材	継続して3年以上日本に在留し、かつ継続して高度人材ポイント70点以上ある。または、継続して1年以上日本に在留し、かつ継続して高度人材ポイント80点以上あること
家族滞在ビザ 永住者の配偶者 日本人の配偶者	配偶者の方：実態を伴った婚姻が3年以上経過し、かつ1年以上日本に在留していること。 子の方：1年以上引き続き日本に在留していること。
定住者	在留資格「定住者」をもって引き続き5年以上日本に在留していること

2

年収が300万円以上あること（扶養家族1名あたり+60～80万円）

＜確認対象期間＞

就労ビザ・経営管理ビザ 家族滞在・定住者	高度外国人材	永住者の配偶者 日本人の配偶者
5年	3年又は1年	配偶者：3年 子：1年



行政書士法人リアルパートナー

Real Partner

Administrative Scrivener Corporation Real Partner



永住権取得の条件 ②

3

住民税の未納、延納がないこと

＜確認対象期間＞

就労ビザ・経営管理ビザ 家族滞在・定住者	高度外国人材	永住者の配偶者 日本人の配偶者
5年	3年又は1年	配偶者：3年 子：1年

4

年金、健康保険料の未納、延納がないこと

＜確認対象期間＞

就労ビザ・経営管理ビザ 家族滞在・定住者	高度外国人材	永住者の配偶者 日本人の配偶者
2年	2年又は1年	配偶者：2年 子：1年

5

国税の未納がないこと

6

3年以上の在留期間を持っていること

7

刑罰を受けたり、交通違反を繰り返していないこと

8

身元保証人がいること



サービスの内容

サービスに含まれるもの

- ・永住申請に関するご相談
- ・お客様にあわせた必要書類リストの作成
- ・永住許可申請書と理由書の作成
- ・必要書類の書式・見本のご提供
- ・出入国在留管理局との事前相談、申請の代行
- ・出入国在留管理局からの問合せ、追加書類通知対応
- ・審査結果通知の受取り
- ・新しい在留カードの出入国在留管理局から受取り
- ・新しい在留カードのお渡し
- ・不許可時の理由ヒアリングの同行
- ・不許可時の再申請、再々申請
(再度の申請が可能な場合)

サービスに含まれないもの

- ・お客様に関する書類の収集
(オプションで日本の役所関係資料
収集の代行もできます)
- ・就労先に関する書類の収集
- ・外国語（英語は除く）書類の翻訳
(オプション料金となります)
- ・その他、追加料金表をご覧ください





サービス料金

基本料金

¥180,000 (許可時に印紙代¥10,000が必要です)

追加料金

- ・旅費 : 実費 (名古屋市外の場合)
- ・日当 : ¥10,000 (愛知県外に出張の場合)
- ・日本の役所関連資料の収集代行 : ¥30,000 (着手金として頂戴します)
- ・家族1名同時申請 : ¥50,000 (許可時に印紙代¥8,000が必要です)
- ・不許可からの再申請 : ¥20,000 (当事務所以外で申請した場合)
- ・不許可理由の確認同行 : ¥20,000 (当事務所以外で申請した場合)
- ・外国語書類の翻訳(1枚につき) : ¥5,000 (1枚あたり)
- ・申請取次なし : ▲¥20,000 (お客様にて申請、問合せ対応、受取)





サービスの流れ

1 無料相談

2 ご依頼

3 必要書類のご案内

4 申請書作成とご確認

5 報酬金のお支払い

6 出入国在留管理局への申請代行

7 入国管理局からの問合せ対応

8 審査結果通知、在留カードの受取り

9 新しい在留カードのお渡し



※お客様に応じた必要書類をご案内いたします。

※出入国管理局への申請・問合せ対応・受取り
は当方にて代行します。お客様は原則、入管
に出向く必要はございません。



無料相談をご利用ください



無料相談は、下記のいずれの方法でも可能です。

- (1) 当事務所でのご面談
- (2) お客様のご指定の場所でのご面談 ※遠方の場合は交通費をいただく場合がございます。
- (3) オンライン面談(ZOOM、LINE等)

お電話またはWebページのお問合せページよりお申し込みください。

お電話：052-307-8690 (中国語専用電話：080-9641-8825)

お問合せページ：<https://kit-office.jp>



お問合せページ

返金保証について



お客様に帰責事由なく不許可となった場合において、再申請が可能な場合は無償で再申請または再々申請いたします。

その場合でも最終的に不許可となった場合は、報酬金は返金致します。

※ 着手金をお支払い頂いている場合は、着手金は返金対象外となります。

下記の場合は、返金保証の対象外となります。

- (1) お客様都合による申請の取り下げ・お客様都合による申請の取下げ
- (2) 事実と異なる申告や不利益な事実を隠していた場合
- (3) 申請中の犯罪、税金の未払い
- (4) 入国管理局からの指示や当方業務にご協力頂けない場合
- (5) お客様都合による再申請、再々申請依頼辞退
- (6) その他法令等に定める欠格事項に該当する場合

※ 返金保証は事案によっては致しかねる場合がございます。その場合はご契約前にお伝えします。





行政書士法人リアルパートナー

Real Partner

Administrative Scrivener Corporation Real Partner

日本で頑張る外国人の方を応援します！

外国人の在留資格(ビザ)と外国人雇用管理の専門家です。

お気軽にお問合せご相談下さい。



〒460-0008

愛知県名古屋市中区栄3-35-47

サン・栄三丁目ビル603号室

(地下鉄名城線矢場町駅 徒歩9分)

📞 052-307-8690

📞 080-9641-882(中国語専用電話)

✉️ s-kitamura@kit-office.jp



ホームページ
運営事務所公式 <https://kit-office.jp>



LINE友だち追加
LINE ID: kitavisa



WeChatで(中国語対応)
お問い合わせ



Google map

